

岡山県立津山高等学校長
赤 松 一 樹

令和4年度 岡山県立津山高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部(同好会)活動

陸上競技部、硬式野球部、柔道部、剣道部、水泳部、ハンドボール部、ソフトテニス部、卓球部
バレーボール部、弓道部、サッカー部、バドミントン部、バスケットボール部、ソフトボール部(女子)
山岳同好会

2 目 標

- (1) 校訓・畏天敬人の精神、質実剛健、文武両道の校風の中で、健康な身体を養い、スポーツマンシップを身につけるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と人格形成につとめる。
- (2) 生徒が自らの目標や課題を設定できる活動の場を提供し、自主性・主体性の育成をはかる。
- (3) 短時間で効果的なトレーニングを行い、競技力向上をはかる。

3 部活動の運営について(校内での取り決め事項等)

- (1) 休養日
 - ・学期中は、原則、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上)を休養日とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週または次週に振替休養日を設けることとする。
 - ・定期考査1週間前からは原則活動中止とする。ただし、特別の場合は許可することがある。
 - ・長期休業中においては、学期中に準じた扱いとし、また、一定期間を休養日にあてる。
- (2) 活動時間
 - ・学期中の平日は長くとも2時間程度、休業日については3時間程度とする。
 - ・活動時間の延長を希望する場合は事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・早朝練習については、組織的な練習はしない。ただし、特別な場合は許可することがある。
 - ・下校時刻を厳守する。
- (3) 練習試合・合宿
 - ・練習試合や合宿をする際は、1週間前までに校長へ練習試合届・合宿届を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・大会参加をする場合は事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・4月に部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議・部長会について
 - ・部活動顧問会議を適宜実施し、共通理解をはかる。
 - ・定期的に部長会を開催し、よりよい活動ができるよう取り組む。
- (3) 部費の取り扱いについて
 - ・部費等、取り扱いには公費に準ずることとし、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・年間計画などを利用し、計画的に練習ができるよう努める。
 - ・顧問は活動日誌等を利用し、生徒理解に努める。